

令和3年度三条市一般会計補正予算

令和3年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,960千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,452,834千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 3,861,704	千円 △3,960	千円 3,857,744
	2 基金繰入金	3,824,985	△3,960	3,821,025
歳入合計		49,456,794	△3,960	49,452,834

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 251,497	千円 △3,960	千円 247,537
	1 議会費	251,497	△3,960	247,537
歳出合計		49,456,794	△3,960	49,452,834

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	3,861,704	△3,960	3,857,744
歳入合計	49,456,794	△3,960	49,452,834

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	251,497	△3,960	247,537
歳 出 合 計	49,456,794	△3,960	49,452,834

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△3,960
			△3,960

2 歳 入

19款 繰入金 (補正額 △3,960千円：補正後の額 3,857,744千円)

2項 基金繰入金 (補正額 △3,960千円：補正後の額 3,821,025千円)

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	3,430,003	△3,960	3,426,043
計	3,824,985	△3,960	3,821,025

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	△3,960	財政調整基金繰入金	△3,960

3 歳 出

1 款 議会費（補正額 △3,960千円：補正後の額 247,537千円）

1 項 議会費（補正額 △3,960千円：補正後の額 247,537千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	251,497	△3,960	247,537				△3,960
計	251,497	△3,960	247,537				△3,960

節		説 明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△3,960	020 議会活動費（議会事務局）…………… 18 政務活動費補助金	△3,960 △3,960

1 款 議会費

令和3年度三条市一般会計補正予算

令和3年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 333,367 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,786,201 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 2,820,695	千円 333,367	千円 3,154,062
	2 県補助金	878,278	333,367	1,211,645
歳入合計		49,452,834	333,367	49,786,201

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 2,034,170	千円 333,367	千円 2,367,537
	1 商工費	2,034,170	333,367	2,367,537
歳出合計		49,452,834	333,367	49,786,201

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 県支出金	2,820,695	333,367	3,154,062
歳入合計	49,452,834	333,367	49,786,201

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	2,034,170	333,367	2,367,537
歳 出 合 計	49,452,834	333,367	49,786,201

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
333,367			
333,367			

2 歳 入

1 6 款 県支出金（補正額 333,367千円：補正後の額 3,154,062千円）  
 2 項 県補助金（補正額 333,367千円：補正後の額 1,211,645千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 商工費県補助金		333,367	333,367
計	878,278	333,367	1,211,645

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 商工費補助金	333,367	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金	333,367

3 歳 出

7 款 商工費（補正額 333,367千円：補正後の額 2,367,537千円）

1 項 商工費（補正額 333,367千円：補正後の額 2,367,537千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	1,689,156	333,367	2,022,523	333,367 県支出金 333,367			
計	2,034,170	333,367	2,367,537	333,367			

節		説 明	金額
区 分	金 額		
	千円		千円
10 需用費	56	120 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業費（商工課） .....	333,367
11 役務費	193	10 消耗品費	56
		11 通信料	193
12 委託料	6,288	12 営業時間短縮状況確認委託料	2,000
		12 補助金等受付業務委託料	4,288
18 負担金、補助及び交付金	326,830	18 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	326,830

7 款 商工費

議第 13 号

三条市表彰条例の一部改正について

三条市表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月8日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市表彰条例の一部を改正する条例

三条市表彰条例（平成 17 年三条市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「あったもの」の次に「並びに社会に明るい希望と感動を与え、広く市民に敬愛されるもの」を加える。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（表彰）

第 2 条 この条例による表彰は、功労者表彰及び市民栄誉賞表彰とする。

2 功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体（次条において「功労者」という。）について市長が行う。ただし、同一の功績により市民栄誉賞表彰を受けるものについては、これを行わない。

- (1) 地方自治の進展に貢献し、功績の顕著なもの
- (2) 社会福祉の増進に貢献し、功績の顕著なもの
- (3) 保健衛生の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (4) 生活環境の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (5) 産業の振興に貢献し、功績の顕著なもの
- (6) 都市基盤の整備の促進に貢献し、功績の顕著なもの
- (7) 教育又は体育の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (8) 科学、芸術又は文化の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (9) 防犯又は防災の活動に貢献し、功績の顕著なもの
- (10) 交通安全の推進に貢献し、功績の顕著なもの
- (11) 市民の模範となる善行を行ったもの
- (12) 市の公益のため多額の私財を寄附したもの
- (13) 品評会、競技会、作品展等において優秀な成績を収めたもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの

3 市民栄誉賞表彰は、社会に明るい希望と感動を与え、広く市民に敬愛される市民、

本市出身の個人又は本市で活動する団体について市長が行う。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、次に掲げる表彰の区分に応じ、それぞれに定める方法によって行う。

(1) 功労者表彰 次に掲げる功労者に対し、それぞれに定める物を授与して行う。

ア 前条第2項第1号から第12号まで及び第14号に掲げるもの 表彰状

イ アに掲げるものに準ずる功績のあったもので市長が相当と認めたもの 感謝状

ウ 前条第2項第13号に掲げるもの 賞状

(2) 市民榮譽賞表彰 表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰には、金品を添えて行うことができる。

第4条を削る。

第5条中「第3条第1号」を「前条第1項第1号ア及び同項第2号」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号ア及び同項第2号」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第4条」を「第3条」に、「表彰状等」を「物」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号アに掲げる者に対して行う表彰及び同項第2号」に、同条第2号中「第3条第2号及び第3号に定める」を「前号以外の」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第3条第1号に定める表彰を受けたもの」を「第3条第1項第1号ア及び同項第2号の被表彰者」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号アに掲げる者に対して行う表彰及び同項第2号」に改め、同条を第10条とする。

第 12 条中「第 3 条第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号ア及び同項第 2 号」に改め、  
同条を第 11 条とする。

第 13 条を第 12 条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 13 号参考

三条市表彰条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上その他市民の福祉の増進に尽力し、その功績が顕著なもの及び市民の模範として推奨するにふさわしい功績又は行為のあったものの表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について市長が行う。

- (1) 地方自治の進展に貢献し、功績の顕著なもの
- (2) 社会福祉の増進に貢献し、功績の顕著なもの
- (3) 保健衛生の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (4) 生活環境の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (5) 産業の振興に貢献し、功績の顕著なもの
- (6) 都市基盤の整備の促進に貢献し、功績の顕著なもの
- (7) 教育又は体育の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (8) 科学、芸術又は文化の向上に貢献し、功績の顕著なもの
- (9) 防犯又は防災の活動に貢献し、功績が顕著なもの
- (10) 交通安全の推進に貢献し、功績の顕著なもの
- (11) 市民の模範となる善行を行ったもの
- (12) 市の公益のため多額の私財を寄附したもの
- (13) 品評会、競技会、作品展等において優秀な成績を収めたもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの

（表彰の種類等）

第3条 表彰の種類及びその表彰を受けるものは、次に定めるとおりとする。

- (1) 表彰状 前条第1号から第12号まで及び第14号に掲げるもの

(2) 感謝状 前号に掲げるものに準ずる功績のあったもので市長が適当と認めたもの

(3) 賞状 前条第13号に掲げるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状、感謝状又は賞状（以下「表彰状等」という。）を授与して行う。

2 前項の表彰には、金品を添えて行うことができる。

(被表彰者の決定)

第5条 表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）は、市長が決定する。ただし、第3条第1号の被表彰者の決定は、三条市表彰審査委員会に諮って行うものとする。

(欠格条項)

第6条 第3条第1号の被表彰者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰を行わない。

(1) 刑事事件に関して現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）であるとき。

(2) 特に不都合な行為があり適正を欠くと市長が認めるとき。

(被表彰者が死亡した場合)

第7条 被表彰者が、表彰の日以前に死亡したときは、第4条の規定により被表彰者に授与すべき表彰状等（金品を含む。）は、その遺族に授与する。

(表彰の時期)

第9条 表彰の時期は、次に定めるとおりとする。

(1) 第3条第1号に定める表彰 11月。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(2) 第3条第2号及び第3号に定める表彰 市長が定める日

(表彰状授与者名簿)

第10条 第3条第1号に定める表彰を受けたものの功績と名誉を永久に記録するため、表彰状授与者名簿を備えるものとする。

(公表)

第11条 第3条第1号に定める表彰を行ったときは、市の広報紙に掲載し、又はその他の方法により公表するものとする。

(表彰審査委員会)

第12条 市長の諮問に応じ、第3条第1号の被表彰者の選考に関する事項を審査するため、三条市表彰審査委員会（以下この条において「審査委員会」という。）を置く。

令和3年度三条市一般会計補正予算

令和3年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,786,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月8日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 10,252,095	千円 500	千円 10,252,595
	1 地方交付税	10,252,095	500	10,252,595
歳 入 合 計		49,786,201	500	49,786,701

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,739,011	千円 500	千円 4,739,511
	1 総務管理費	4,152,613	500	4,153,113
歳 出 合 計		49,786,201	500	49,786,701

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	10,252,095	500	10,252,595
歳入合計	49,786,201	500	49,786,701

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,739,011	500	4,739,511
歳 出 合 計	49,786,201	500	49,786,701

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			500
			500

2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 500千円：補正後の額 10,252,595千円）

1 項 地方交付税（補正額 500千円：補正後の額 10,252,595千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	10,252,095	500	10,252,595
計	10,252,095	500	10,252,595

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 地方交付税	500	普通交付税	500

1 1 款 地方交付税

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 500千円：補正後の額 4,739,511千円）

1 項 総務管理費（補正額 500千円：補正後の額 4,153,113千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,711,167	500	1,711,667				500
計	4,152,613	500	4,153,113				500

節		説 明	千円
区 分	金 額		
7 報償費	500	030 表彰式費（政策推進課） 7 報償品購入費	500

2 款 総務費